



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

雇用保険の適用拡大等について

～平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となります。(平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」(※1)となっている場合を除き適用対象外です。)

○平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合【例1参照】

雇用保険の適用要件(※2)に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」(以下「取得届」という。)を提出してください。

○平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例2参照】

雇用保険の適用要件(※2)に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出してください。

○平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者(※1)である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例3参照】

ハローワークへの届出は不要です。(自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。)

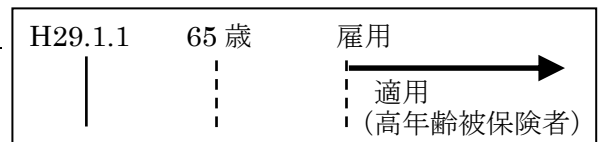
(※1) 65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者

(※2) 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、1カ月以上の雇用見込みがあること。

《適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例》

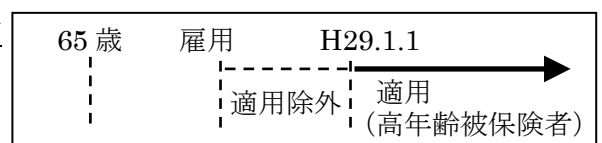
〈例1〉平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

→雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



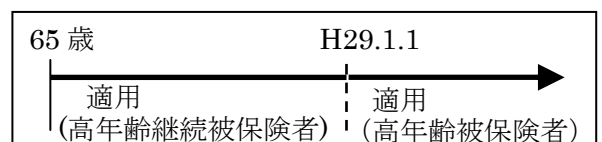
〈例2〉平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



〈例3〉高年齢継続被保険者である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要です。



～平成29年1月1日より、65歳以上の被保険者も各給付金の対象となります～

高年齢求職者給付金について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となるため、**高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給（年金と併給可）されます。**

なお、給付金を受けるには、離職後に住居地を管轄するハローワークに来所し、求職の申込みをしたうえで、受給資格の決定を受ける必要があります。その後、ハローワークから指定された失業の認定日にハローワークに来所し、失業の認定を受けることで、被保険者であった期間に応じた金額が支給されます。

育児休業給付金、介護休業給付金について

平成29年1月1日以降に高年齢被保険者として、育児休業や介護休業を新たに開始する場合も、要件を満たせば育児休業給付金、介護休業給付金の支給対象となります。

教育訓練給付金について

平成29年1月1日以降に厚生労働大臣が指定する教育訓練を開始する場合は、教育訓練を開始した日において高年齢被保険者である方または高年齢被保険者として離職日の翌日から教育訓練の開始日までの期間が1年以内の方も、要件を満たせば教育訓練給付金の支給対象となります。

～平成29年1月1日より、育児休業・介護休業給付金の要件を見直します～

【育児休業給付金】

○育児休業給付金の対象となる子の範囲について

養子縁組里親、養育里親等も育児休業給付金の対象となります。

○有期契約労働者の育児休業支給要件について

有期契約労働者は、育児休業開始時点において、「①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上ある、②子が1歳以降も雇用継続の見込みがる、③子が2歳に達する日まで更新されないことが明らかでない」という要件を満たす必要がありますが、このうち、**②の要件は廃止となり、③の要件は「2歳⇒1歳6ヶ月」に緩和**されます。

【介護休業給付金】

○対象家族の拡大

祖父母、兄弟姉妹、孫は「同居かつ扶養」の場合が対象でしたが、**「同居かつ扶養」の要件を廃止**します。

○介護休業の取得回数について

介護休業給付金は、同一の対象家族・同一の要介護状態の場合、原則1回、93日を限度として対象としていましたが、**通算93日分を最大3回まで分割して取得することが可能**になります。

○有期契約労働者の介護休業給付支給要件

有期契約労働者は、介護休業開始時点において、「①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あること、②93日経過後も雇用継続の見込みがある、③93日経過後から1年を経過するまで更新されないことが明らかでない」という要件を満たす必要がありますが、**②の要件は廃止となり、③の要件は「1年⇒6ヶ月」に緩和**されます。

※今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。